

文化審議会美術品補償制度部会運営規則（案）

(平成27年4月 日文化審議会美術品補償制度部会決定)

文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第5項の規定に基づき、文化審議会美術品補償制度部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第1条 文化審議会美術品補償制度部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成12年政令第281号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（専門調査会）

第2条 部会に、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第3条に規定する補償契約を締結しようとする展覧会の要件等に関する事項を調査するため、専門調査会を置く。

- 2 専門調査会は、部会の指示を受けて調査し、その結果を部会に報告する。
- 3 専門調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- 4 専門調査会に専門調査会長を置き、当該専門調査会に属する委員等の互選により選任する。
- 5 専門調査会長は、当該専門調査会の事務を掌理する。
- 6 専門調査会長に事故があるときは、当該専門調査会に属する委員等のうちから専門調査会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 専門調査会の会議は、必要に応じ、専門調査会長が招集する。
- 8 専門調査会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（会議の公開）

第3条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（意見の聴取）

第4条 部会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、議事に関係がある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第6条 専門調査会の会議については、前二条の規定を準用する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成27年4月 日）から施行する。